

## 地域薬剤師会による休日・夜間対応等の周知について

2024年度調剤報酬改定において、地域支援体制加算、連携強化加算、在宅薬学総合体制加算の施設基準として、各加算要件に示される情報の地域薬剤師会による周知制度が導入され、6月1日施行とされたところである。しかしながら、この間、会員薬局からは、地域薬剤師会の対応に当惑と苦情が寄せられており、一部では制度の信頼性を揺るがしかねない事態となっている。

このため、当協会の調剤報酬専門委員会(関口周吉 委員長)では、先ほど会員企業に対する状況調査を実施した。その結果も踏まえ、次のとおり要望します。何卒のご高配をお願いいたします。

### 1. 6月1日施行の延期

混乱回避のため、6月1日の施行期日を半年間延期(その間は旧加算を継続)すること。少なくとも地域薬剤師会への届出をもって要件を満たすものとみなすこと。

### 2. 標準的な手続の設定

地域薬剤師会ごとに対応がバラバラで、情報の開示も不十分であり、準備の予見ができない。加えて、募集から締切りまで極めて短い期間となっている場合がある。

公的な制度であることに鑑み、予見可能で、また時間的な余裕を確保するため、国において標準的な手続(ガイドライン)を設定し、これへの準拠を徹底すること。また、毎月の周知を実施すること。

### 3. 周知費用の上限の設定

非会員の負担額は地域薬剤師会ごとに様々で、なかには必要経費に基づく合理的な範囲を超える金額の徴収がみられる。

公的な制度として、合理的な範囲に収斂させるべく上限を設定すること。

### 4. 連携強化加算要件である協定締結の特例的救済

一部の都道府県では協定締結作業が大幅に遅滞している。全国一律の制度であるにもかかわらず、都道府県によって加算の取得に差が生じるというのは異常事態と言わざるを得ない。

国において、当該都道府県に対して作業迅速化を働きかけると同時に、例えば協定締結申請をもって協定締結とみなすなどの何らかの救済措置を導入すること。

### 5. 薬局機能情報提供制度への転換

薬局の情報提供システムとして既に薬機法に基づく薬局機能情報提供制度が存在する。

今次の混乱にみられるように公的な制度を民間団体が担うことには無理があるため、現行の取扱いを発展的に解消し、薬局機能情報提供制度に速やかに転換し、一本化すること。